

# 選挙管理委員会議案

(令和元年第7回)

上 三 川 町

# 会 議 次 第

令和元年6月3日 午前8時40分

上三川町役場4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第1号 選挙人名簿の登録について

議案第2号 選挙人名簿の抹消について

議案第3号 選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を令和元年 6 月 3 日選挙人名簿に登録する。

令和元年 6 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

選挙人名簿 別冊

参考

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H31. 4. 15)			今回登録者数(R1. 6. 3)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,190	1,213	2,403	1,185	1,213	2,398	△5	0	△5
第2投票区	1,897	1,883	3,780	1,901	1,890	3,791	4	7	11
第3投票区	727	702	1,429	725	700	1,425	△2	△2	△4
第4投票区	943	975	1,918	945	985	1,930	2	10	12
第5投票区	2,177	1,785	3,962	2,178	1,791	3,969	1	6	7
第6投票区	1,422	1,426	2,848	1,420	1,425	2,845	△2	△1	△3
第7投票区	1,396	1,396	2,792	1,399	1,399	2,798	3	3	6
第8投票区	1,759	1,724	3,483	1,759	1,725	3,484	0	1	1
第9投票区	1,498	1,453	2,951	1,506	1,452	2,958	8	△1	7
合 計	13,009	12,557	25,566	13,018	12,580	25,598	9	23	32

## 議案第 2 号

### 選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

### 記

死亡者の数	男：	23人	女：	14人	計：	37人
転出者の数	男：	62人	女：	43人	計：	105人
職権消除の数	男：	0人	女：	0人	計：	0人

議案第 3 号

選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

令和元年 6 月 3 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

令和元年 6 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

512 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4,267 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8,533 人